厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示について（概要）

令和８年３月27日
厚　生　労　働　省

１．制度の概要

○　評価療養、患者申出療養及び選定療養については、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第２項第３号及び第５号並びに第86条第２項第１号等の規定により、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）及び保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）の定めるところにより、実施されることとなっている。

○　また、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第 15 号。以下「療担規則」という。)等に基づき、厚生労働大臣が定めるものについて規定している。

２．改正の内容

（１）　令和８年度診療報酬改定に伴い、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養を、以下のとおり改正する。

①　選定療養として、次の療養を追加する。

・　保険薬局が表示する開局時間以外の時間における調剤

・　近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品の支給

（２）　令和８年度診療報酬改定に伴い、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法において、長期収載品の処方等又は調剤に係る療養として用いる価格について、長期収載品と後発医薬品の薬価差の「４分の１」から「２分の１」に見直す。

（３）　令和８年度診療報酬改定に伴い、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等を、以下のとおり改正する。

①　保険外併用療養費に係る療養の基準として、「近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品の支給」について、

・　患者が当該医薬品の支給を希望した場合に行われるものに限られること

・　費用徴収その他必要な事項を院内及び薬局内の見やすい場所に掲示しなければならないこと
・　原則として、費用徴収その他必要な事項をウェブサイトに掲載しなければならないこと

を規定する。

② 介護老人保健施設入所者である患者に対して、処方箋を交付することができる薬剤として「ＨＩＦ－ＰH阻害剤」、「ＪＡK阻害薬」及び「生物学的製剤」を追加する。

③ その他所要の改正を行う。

３．根拠条文

健康保険法第 63 条第２項第３号及び第５号並びに第 86 条第２項第１号、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 64 条第２項第３号及び第５号並びに第 76 条第２項第１号、療担規則第５条第２項及び第５条の４第１項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第４条第２項及び第４条の３第１項並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）第５条第２項、第５条の４第１項、第 26 条の４第２項及び第 26 条の６第１項

４．適用日等

告示日：令和８年３月 27 日（金）

適用日：令和８年６月１日（月）